

諮問日：平成29年7月28日（平成29年度（最個）諮問第2号）

答申日：平成30年1月19日（平成29年度（最個）答申第3号）

件名：申出人が最高裁判所に提出した文書等に関する全ての文書等に記録された  
保有個人情報の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の各文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下、併せて「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、①配布先処理帳簿、②苦情申出人からの投書への対応に係る決裁文書、③平成28年8月30日付けの「最高裁判所人事局調査課様」から始まる文書及び④封筒（以下、併せて「本件対象文書」という。）に記録された苦情申出人に係る保有個人情報の一部を開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年3月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件対象文書のうち苦情申出人からの投書への対応に係る決裁文書について、判断理由を記載した部分が全て不開示とされており、情報が開示されていない。
- 2 苦情申出人は、多数の電話及び文書により情報提供をしたにもかかわらず、原判断は、本件対象文書以外に本件対象個人情報を記録した司法行政文書は存在しないとされた。

苦情申出人が最高裁判所に提出した文書は、最高裁判所事務総局秘書課を経

て各部署に渡ったから、最高裁判所事務総局秘書課が作成した配布先処理帳簿等の司法行政文書があると考えられる。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書のうち不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）は、個人の印影及び苦情申出人からの投書への対応に係る決裁文書中の具体的な判断理由を記載した部分である。このうち個人の印影は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）14条2号に規定する不開示情報に相当する。また、具体的な判断理由を記載した部分には、投書に対する対応や決裁を経るべき決裁権者についての各判断基準に関する情報が含まれており、これを公にすると、無用又は虚偽の不服主張を誘発するおそれがあるといえるから、法14条7号に規定する不開示情報に相当する。
- 2 苦情申出人は、最高裁判所事務総局秘書課庶務第一係に配布先処理帳簿があると主張する。しかし、配布先処理帳簿は短期保有文書であるところ、平成26年6月10日から平成27年3月25日までの各文書に該当する年度のものは廃棄済みである。また、平成28年8月30日の文書に該当する年度のものを探索したが、同文書についての記載はなかった。そして、電話対応の際に一般的に聴取書の作成を要するものではなく、仮に苦情申出人から文書が提出されたとしても、必ずしもそれに関する新たな文書が作成されるものではない。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年7月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月23日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年9月14日 苦情申出人から意見書を收受
- ⑤ 同年10月10日 苦情申出人から意見書を收受
- ⑥ 同月23日 苦情申出人から意見書を收受

⑦ 同年11月10日 本件対象文書の見分及び審議

⑧ 同年12月22日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 まず、本件不開示部分のうち裁判所職員の印影については、法14条2号に規定する個人識別情報と認められ、同号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められない。

したがって、本件不開示部分のうち裁判所職員の印影については、同号に規定する不開示情報に相当する。

2 次に、本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分のうち苦情申出人からの投書への対応に係る決裁文書中の具体的な判断理由を記載した部分には、投書に対する対応や決裁を経るべき決裁権者についての各判断基準に関する情報が含まれていることが認められる。そうすると、これらの記載部分について、公にすると投書への対応において事務上の支障が生ずるおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、法14条7号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

3 苦情申出人は、多数の電話及び文書により情報を提供したなどと主張するが、電話対応の際に一般的に聴取書の作成を要するものではなく、仮に苦情申出人から文書が提出されたとしても、必ずしもそれに関する新たな文書が作成されるものではないという最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。

また、苦情申出人は、最高裁判所事務総局秘書課庶務第一係に配布先処理帳簿があるなどと述べて、本件対象文書以外に本件対象個人情報記録された司法行政文書がある旨を主張する。しかし、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、配布先処理帳簿は短期保有文書であるところ、平成26年6月10日から平成27年3月25日までの各文書に該当する年度のものは廃棄済みであり、平成28年8月30日の文書に該当する年度のものを探索したが、同文書についての記載はなかったとのことであり、このような探索の方法等に不合理な点

は認められない。

そのほか、最高裁判所において、本件対象文書以外に本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件対象文書以外に本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められる。

なお、苦情申出人は、上記のほかにも、特定の事件に係る不服等を述べるけれども、本件の結論に影響すべきものは認められない。

- 4 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法14条2号及び7号に規定する不開示情報に相当し、最高裁判所において本件対象文書以外に本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人

## 別紙

- 1 苦情申出人が平成26年5月29日及び同年6月9日に投函し、最高裁判所事務総局広報課が受け付けた文書に関する全ての司法行政文書
- 2 苦情申出人が提出した平成26年6月10日、同月22日、同年7月5日、同月9日、同年8月3日、同月6日、同年10月10日、同年11月27日、同年12月19日、平成27年3月25日及び平成28年8月30日付けの各文書に関する全ての司法行政文書
- 3 苦情申出人に係る特定の交通事故に関する全ての司法行政文書のうち上記1及び2記載の各文書を除いたもの
- 4 苦情申出人と最高裁判所職員の電話対応に係る経緯等が分かる司法行政文書
- 5 苦情申出人と最高裁判所職員の平成27年4月23日の電話対応に係る経緯等が分かる司法行政文書
- 6 苦情申出人と最高裁判所職員の平成28年12月19日の電話対応に係る経緯等が分かる司法行政文書
- 7 苦情申出人が提出した平成28年8月30日付けの文書に関する司法行政文書